

平成18年12月

# 現物出資等における財産の価額の証明等に関する実務

[ 改訂版 ]

日本税理士会連合会

業 務 対 策 部

## はじめに

会社法施行前の商法において、出資は、金銭によることが原則とされ、現物出資、財産引受、事後設立については、出資財産の適正な評価による資本充実及び他の出資者との公平を保つために、これを「変態設立事項」として、原則として検査役の調査を要するものとされていました。

平成2年の商法改正で、検査役調査の合理化を図るため、検査役の調査に代替し得る証明者として弁護士が、さらに、平成14年の改正では、税理士・税理士法人、公認会計士・監査法人が認められました。

この証明制度は、会社法施行前の商法(第173条②)では、適用要件が比較的厳格で実務の取扱いが煩瑣でありましたが、会社法(第33条第⑩)では、適用要件の一部が緩和され、実務の取扱いも格段に向上し、一層の利用が期待される制度となりました。

なお、「事後設立」については、会社法上、会社財産の一般取引は取締役の善管注意義務によって財産価格の適正性を確保するべきであるとの観点から、検査役の調査は全面廃止されました。

この小冊子は、先の平成14年の商法改正に伴い、証明者として税理士・税理士法人が認められたことを受け初版を発行したものを、平成17年の会社法における改正を踏まえ、一部内容の改訂を行ったものであります。

特に、現物出資等の具体的な活用例として、法人成り、子会社設立、企業再生、不良資産の切り捨て、事業買収(M&A)、デット・エクイティ・スワップ(Debt Equity Swap)を採り上げ、各財産の評価を行うにあたっての留意点等について詳解しておりますので、税理士会員各位におかれては、実際の財産価額の証明実務に当たる際には、この小冊子を熟読いただき、証明者としての責任を自覚のうえ、業務を遂行することが肝要です。

最後に、「税理士」の文字が初めて基本法である商法に規定されたのが、この証明制度であります。今後とも、この証明制度の適切な運用を通じ、税理士制度及び税理士業務に対する国民各層の一層の信頼確保に努めていく所存であります。

平成18年12月

日本税理士会連合会

業務対策部長 神 津 信 一

# 目 次

<b>I 現物出資財産等の価額の証明制度の概要</b> .....	1
(1) 現物出資財産等の価額の証明制度の趣旨.....	1
i 株式会社の有限責任	
ii 法定資本金の機能と資本充実の原則	
iii 現物出資の過大評価と既存株式の希釈化	
(2) 商法改正による価格の相当性証明制度の創設.....	2
i 会社法施行前の商法における「現物出資」等の規制の概要	
ii 税理士等による現物出資等の相当性の証明制度の創設	
(3) 会社法における制度の概要.....	3
i 設立時の現物出資・財産引受	
ii 検査役調査規制の除外～税理士・税理士法人による価額の相当性の証明	
iii 募集株式発行時の現物出資	
iv 新株予約権行使時の現物出資	
<b>II 証明者の独立性と責任</b> .....	7
i 税務顧問と相当性証明	
ii 証明責任	
<b>III 評価の方法と留意点</b> .....	8
(1) 金銭債権.....	8
(2) 棚卸資産（不動産、有価証券を除く）.....	9
(3) 不動産（借地権を含む）.....	10
(4) 有形固定資産（不動産を除く）.....	11
(5) 無形固定資産（借地権、営業権を除く）.....	12
(6) 営業権.....	13
(7) 有価証券（取引所の相場のあるものを除く）.....	17
<b>IV 緩和された現物出資等の活用</b> .....	20
<b>V 参考書式</b> .....	23
(1) 現物出資財産の給付書.....	23
(2) 出資財産引受受領書.....	24
(3) 現物出資の不動産に関する税理士の証明書.....	25
(4) 現物出資の金銭債権に関する税理士の証明書.....	26
<b>【注記】</b> .....	27

## I 現物出資財産等の価額の証明制度の概要

### (1) 現物出資財産等の価額の証明制度の趣旨

#### i 株式会社の有限責任

会社は、法人（会社法第3条）であり、財産上の権利義務の主体となることができる。つまり、その会社自体で責任財産を有することができ、構成員である株主を離れて独自に責任を負うことができる。また会社の財産は、その法人自体の財産として株主や債権者の責任財産とはならない。

会社債権者にとっては、会社の財産のみが責任財産となる<sup>\*i</sup>。特に、株式会社は所有と経営が分離することを予定しているから、経営上の失敗で会社が会社債権者への弁済ができなくなったとしても、経営から離されており、権限が十分与えられていない株主に無限責任を負わせることは不合理である。そこで「株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。」（会社法第104条）とされている。したがって会社債権者にとっては、会社の財産が確保されることが重要である。

#### ii 法定資本金の機能と現物出資等の調査

株主の責任は限定されている一方、出資者である株主は会社の所有者として、その財産を自由にできる。株主は自己に配当させることによって債権者への弁済を担保する財産を毀損する可能性がある。会社法制は「資本金」という概念を使って、株式会社の財産のうち弁済の担保になる責任財産の確保を図ろうとしている。

つまり、配当に充てる剰余金の額の計算の基礎に資本金の額をおいて（会社法第446条）、株主と会社債権者との利害を調整している<sup>\*ii</sup>。

「資本金」という概念には、このような機能が期待されているので、名目的なものではなく経済的実質を持って現実に存在しなければならない。従来、資本に関しては、資本金の額に相当する財産が現実に提供されるという「資本充実の原則」、その資本金の額に相当する財産が会社内に維持される「資本維持の原則」、そして、その資本金の額はむやみに減少できないという「資本不変の原則」、さらに予定された資本金の額に相当する財産が拠出されない限り設立・増資の効力を否定するという「資本確定の原則」があるといわれていた<sup>\*iii</sup>。

こうした諸原則が現在の会社法にも存在し機能しているかという点については、問題があるが、現物出資等の厳格な調査は、この「資本充実の原則」の現れである。

つまり、出資が金銭以外の財産でなされるとき、その価値が資本金の額に足りなければ、名目的な資本金の額が増加しても実質的な資本が充実されないことになるので、その財産の価額が相当であることが保証されなくてはならないのである。

#### iii 現物出資の過大評価と既存株式の希釈化

また、価値が不足する財産を現物出資することを認めると、現物出資者に過大な株式数を与えることになる点も問題である。1,000万円の価値しかない不動産を1,500万円と評価す

れば、実質上 1,000 万円の金銭で 1,500 万円の出資をした者と同じ株式数を与えることになる<sup>\*iv</sup>。

この点に着目すれば、会社法においては提供される財産に付された価額が価値と同等以下であれば足りるが、租税法の問題を視野に入れると、その財産に付された価額が価値を上回っている場合も考えられ、現物出資者は経済的利益を得たことになり、2,000 万円の不動産を 1,500 万円と評価すれば、逆に他の株主が現物出資者から経済的利益を得ることになる。

現物出資等の価額が適正でなければ「みなし贈与」（相続税法第 9 条）が発生する可能性もあるであろう。

## （2）商法改正による価格の相当性証明制度の創設

### i 会社法施行前の商法における「現物出資」等の規制の概要

会社法施行前の商法においても、動産、不動産、債権、有価証券、無体財産権等の金銭以外の財産で出資を行う「現物出資」が認められていた。

商法は、設立に際しての「現物出資」を変態設立事項として定款への記載を求め、さらに裁判所が選任する検査役の調査を受けることを求めていた<sup>\*v</sup>。

また、会社設立の際に設立後の会社に一定の財産を譲り受けることを発起人があらかじめ契約する「財産引受」についても「現物出資」と同様の変態設立事項とされていた<sup>\*vi</sup>。

さらに、会社法施行前の商法では、会社設立前から存在する財産を設立後 2 年以内に営業用財産として譲り受ける場合で、その対価が資本の 20 分の 1 以上である場合には「事後設立」として、株主総会の特別決議とともに、「現物出資」、「財産引受」と同様の規制を受けることとされていた<sup>\*vii</sup>。

会社設立後の増資についても商法は、「現物出資」による新株発行についても同様に検査役の調査を要求している<sup>\*viii</sup>。

有限会社法においても「現物出資」（増資のときも同じ）、「財産引受」、「事後設立」について、株式会社に関する規定が準用されているため、有限会社であっても検査役の調査という規制が存在していた<sup>\*ix</sup>。

### ii 税理士等による現物出資等の相当性の証明制度の創設（平成 14 年商法改正）

検査役調査は、相当の期間と多額の費用を要するだけでなく、調査に必要とされる期間をあらかじめ予測することが困難である点が実務上問題であると指摘されていた。

そこで、平成 2 年の商法改正において、弁護士が現物出資等の事項につき相当であることを証明するときには検査役調査を省略するなどの改正が行われた。

しかし、この証明業務を受任する弁護士を探すことが難しい場合もあり、証明者の資格を

拡大することが検討され、日本税理士会連合会の強い働きかけ<sup>\*x</sup>などにより、平成 14 年の商法改正により、株式会社、有限会社の現物出資等につき、それが相当であると証明を行える者に税理士・税理士法人等が加わることとなった。

会社法施行前の商法では、現物出資が資本の 5 分の 1 を超えず、かつ、500 万円を超えない少額の場合、出資等の目的が取引所の相場がある有価証券である場合のほか、現物出資等が相当であると専門家が証明した場合に検査役調査を不要としていたが、平成 14 年改正によりその専門家は、税理士・税理士法人、弁護士・弁護士法人、公認会計士・監査法人となり、基本法である商法の条文に初めて「税理士」という文字が記載され、税理士の業務分野が広がった。

### (3) 会社法における制度の概要

#### i 設立時の現物出資・財産引受

現物出資とは、金銭以外の財産を目的とする財産出資をいう。そもそも、出資とは金銭でなされるのが原則であるが、不動産、有価証券、特許権など金銭以外の財産でも行うことができる。また、暖簾や債務を含む事業の全部又は一部であっても現物出資の目的とすることができる。設立にあたっても現物出資をすることができるし、増資の際にも現物出資をすることができる。

また、出資行為ではないが、会社の成立を条件に工場用不動産などを譲り受ける契約は、現物出資の規制を逃れるために用いられる可能性があり、資産を過大な価額で譲り受けることになると、現物出資と同様、会社の財産的基礎を危うくする可能性がある。

したがって、会社の成立を条件に特定の財産を譲り受ける契約は、財産引受として現物出資と同様の規制を受ける。

つまり、現物出資と財産引受は、ともに変態設立事項として定款に記載しなければならず（会社法第 28 条）、こうした事項があるときは、定款認証後遅滞なく裁判所に検査役の選任の申立てをすべきこととされている（会社法第 33 条）。

会社法施行前の商法では、これ以外に、会社成立前から存在する財産で事業のため継続して使用するものを成立後 2 年以内に純資産額の 20% 超の対価で取得することを「事後設立」として、やはり検査役の調査を要求していた。

会社法において「事後設立」は、株主総会の特別決議の対象として規制を受ける（会社法第 467 条）が、検査役調査は廃止された。

検査役を選任申立てがあると裁判所は、通常、弁護士を選任する。検査役は必要な調査を行い、その結果を裁判所に報告し、その書面の写しを発起人にも交付する。検査役を選任は裁判所が行い、その報酬も裁判所が定める（会社法第 33 条）。募集株式に関する検査役調査もほぼ同様である（会社法第 207 条）。

検査役から報告を受けた裁判所は、現物出資等を不当と認めたときには、定款の規定を変更する決定をしなければならない。発起人は、この変更決定の確定から 1 週間以内に限り、設立時発行株式の引受けを撤回することができる。こうした撤回の意思表示があったときには、発起人全員の同意により、裁判所の決定により変更された事項について定款の定めを変更し、設立手続を続行することができる。

会社法施行前の商法では、検査役の選任は選任された取締役が遅滞なく行うこととされていたが、会社法では、申立義務者は取締役ではなく発起人とされている。

また、株式引受の撤回は、会社法施行前の商法では裁判所の決定通知から2週間とされていた。これが会社法では1週間となり、縮減されたように思われるが、会社法では「確定」から起算されるので、即時抗告期間の1週間を考えると、実質上変わりはない。むしろ抗告した場合には、抗告審の確定時まで猶予が生じることになる。

検査役の調査を受けたときは別であるが、現物出資・財産引受の対象となった財産の価値が、定款で定めた価額に著しく不足していた場合には、発起人・設立時取締役は連帯してその不足額を支払う義務がある（会社法第52条）。また、この責任は株主代表訴訟の対象とされている（会社法第847条）。募集設立の時、この義務は無過失責任であるが、発起設立の場合には、無過失を立証すれば免れることができる。

## ii 検査役調査規制の例外 — 税理士・税理士法人による価額の相当性の証明

検査役は、裁判所が選任し、その報酬も裁判所が定めること、調査は概ね50日を目処とされているといわれるが<sup>\*xi</sup>、あらかじめ期間の予定が立たないこと、また検査役の人選、報酬額について会社に関与しない制度であることなどから、実務ではあまり利用されていない。

そこで、平成2年商法改正で検査役調査を不要とする3つの例外が設けられた。それは、① 現物出資・財産引受の目的たる財産の定款で定めた価格の総額が資本の5分の1を超えず、かつ、500万円を超えない少額の場合、② 現物出資・財産引受の目的たる財産が取引所の相場のある有価証券で、定款で定めた価格がその相場を超えないとき、③ 現物出資・財産引受の目的たる財産が不動産で、それに関する事項が相当であることにつき弁護士の証明（不動産鑑定士の鑑定評価も必要）を受けた時である。

さらに、平成14年改正で証明資格者が拡大され、税理士・税理士法人が公認会計士・監査法人とともに証明資格者に加えられた。

今回の会社法では、こうした検査役調査規制の適用除外の範囲が拡大している。設立時の現物出資・財産引受で検査役調査が不要となるのは、次の3つの場合である。

### (1) 少額免除（会社法第33条⑩一）

会社法施行前の商法では、検査役調査が不要となる少額免除は、定款に記載された価格の総額が500万円を超えないという要件とともに、資本の5分の1を超えないという要件があったが、会社法では、資本の5分の1という要件が必要とされず、単に金額要件だけになっている。したがって、500万円以下の価額を付した現物出資・財産引受は検査役調査手続が無条件で不要とされている。この場合、税理士・税理士法人の証明も不要である。

### (2) 市場価格のある有価証券（会社法第33条⑩二）

現物出資・財産引受の目的とされる財産が市場価格のある有価証券<sup>\*xii</sup>である場合に、定款に記載された価額がその有価証券の市場価格を超えない場合には、検査役調査が不要とされる。会社法施行前の商法が「取引所ノ相場アル有価証券」であったから、対象となる有価証券の範囲が広がり、明確になったといえよう。

### (3) 税理士・税理士法人等による価額の相当性に関する証明（会社法第33条⑩三）

現物出資・財産引受がなされる場合であっても、税理士・税理士法人のほか、弁護士・弁護士法人、公認会計士・監査法人がその価額が相当であることについて証明がなされれば、検査役調査が不要とされる<sup>\*xiii</sup>。目的とされる財産が不動産であれば、不動産鑑定士の鑑定評価もあわせて要求される。この会社法の規定は会社法施行前の商法と同じである。

この価額の相当性に関する証明をする者には、次の欠格条項があり、これに該当する場合には、税理士であっても証明することができない。

- ① 発起人
- ② 財産引受の相手方（譲渡人）
- ③ 設立時取締役、設立時監査役
- ④ 業務の停止の処分を受け、その停止期間を経過しない者

なお、税理士法人の場合は、社員の過半数が①～③に該当している場合には、証明をできないものとされている。

### iii 募集株式発行時の現物出資

新株発行・自己株式の処分という募集株式の発行等に際して、現物出資がなされるときも同様の規制が採られている（会社法第 199 条以下）。

すなわち、新たに株式を発行し、あるいは自己株式を処分しようとするとき、金銭以外の財産を出資の目的とする場合（会社法第 199①三）には、検査役の選任を裁判所に申し立てなければならない（会社法第 207 条）。

検査役の調査報告を受け、裁判所が、その現物出資財産の価額を不当とするときは、これを変更する決定をしなければならない（会社法第 207 条）。こうした決定があったとき、現物出資財産を給付する予定の募集株式引受人は、この裁判所の決定確定後 1 週間に限り、その引受申込みを撤回することができる。

この検査役調査が不要とされるのは、次の 5 つの場合である（会社法第 207 条）。

- (1) 募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の 10 分の 1 を超えない場合
- (2) 現物出資財産について定めた価額の総額が 500 万円を超えない場合
- (3) 市場価格のある有価証券で、出資として定められた価額が市場価格を超えない場合
- (4) 税理士・税理士法人等の価額の相当性に関する証明がある場合
- (5) 現物出資財産がその株式会社に対する弁済期が到来した金銭債権で、出資として定めた価額が負債の帳簿価額を超えない場合

(1)(2)は、小規模少額の募集株式の発行について検査役調査を不要とするものであり、市場価格のある有価証券、税理士・税理士法人等の証明制度は、設立時の現物出資・財産引受と同一の規定である。

弁済期が到来している自社に対する金銭債権を受け入れる場合に検査役調査を不要とする(5)のケースは、債権を株式に振り替える（会社から見れば、債務を資本に振り替える）、いわゆるデット・エクイティ・スワップ(Debt Equity Swap)を簡便に行えるようにする規定である。

金銭債権であること、弁済期が到来していること、額面以下で出資することが検査役調査

の不要の要件であるが、実際上は、会社と債権者との合意で、期限の利益の放棄や履行期の変更をすることもできるので十分対応できるであろう。

会社法上は、デット・エクイティ・スワップがやりやすくなったが、この会社法制定を受けた税法改正で、限られた企業再生手続の中で行われない限り、税負担が生じる可能性があり、実際上活用し難いものとなっていることには十分留意する必要がある。

証明者としての税理士・税理士法人等には、次のように設立時の現物出資・財産引受の際と同趣旨の欠格条項が付されている（会社法第 207 条⑩）。

- ① 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人
- ② 募集株式の引受人
- ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- ④ 税理士法人であって、その社員の半数以上が①又は②に掲げる者のいずれかに該当するもの

なお、会計参与は証明者となり得ないことに留意すべきである。

#### iv 新株予約権行使時の現物出資

新株予約権の内容として、金銭以外の財産を出資の目的とすることも認められる（会社法第 236 条①三）が、その予約権が行使されたときには、検査役の選任を裁判所に申立て、調査を受けることが原則である（会社法第 284 条）。

しかし、募集株式の発行と同じように、小規模少額である場合、市場価格がある有価証券を市場価格を超えない価額で出資される場合、弁済期の到来した金銭債権を額面額以下で受け入れる場合のほか、税理士・税理士法人等がその価額が相当であると証明した場合には、検査役調査が不要とされている。

この検査役調査が不要とされるのは、次の 5 つの場合であり、募集株式の発行の場合と同じである（会社法第 284 条⑨）。

- (1) 行使された新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式の総数が発行済株式の総数の 10 分の 1 を超えない場合
- (2) 現物出資財産について定めた価額の総額が 500 万円を超えない場合
- (3) 市場価格のある有価証券で、出資として定められた価額が市場価額を超えない場合
- (4) 税理士・税理士法人等の価額の相当性に関する証明がある場合
- (5) 現物出資財産がその株式会社に対する弁済期が到来した金銭債権で、出資として定めた価額が負債の帳簿価額を超えない場合

証明者としての税理士・税理士法人等には次のように募集株式の発行の際と同趣旨の欠格条項が付されている。

- ①取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人
- ②新株予約権者
- ③業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- ④税理士法人であって、その社員の半数以上が①又は②に掲げる者のいずれかに該当するもの

なお、この場合においても会計参与は証明者となり得ない。

## II 証明者の独立性と責任

### i 税務顧問と相当性証明

現物出資等の証明業務を税理士・税理士法人に依頼されるのは、通常、税理士業務の委嘱先からである。

現物出資等の証明内容が依頼者との関係で依頼者の意向に左右されるようなことがあつてはならないことはいふまでもない。

会社法が、裁判所の選任した検査役に代えて、税理士等の証明で足りることとした以上、証明にあたっては、会社法の趣旨を受けて独立公正を深く自覚するべきである。

先に述べたように、会社法は証明資格の欠格事項を限定的に列挙している。そこでは、税理士業務と現物出資等の証明業務の両立を禁じていないので、会社法上は、税務顧問契約を締結している税理士・税理士法人であっても現物出資等の証明業務を行うことに支障はない。

しかしながら、同じ税理士・税理士法人が税理士業務を行っている法人に対し現物出資等の証明業務を行うことは、利益相反の可能性があるので、善管注意義務に注意を払い、独立公正かつ適正に業務を遂行すべきである。

### ii 証明責任

設立に際してなされた現物出資等の価額が定款記載の価額に著しく不足するときは、発起人、設立時取締役は連帯して不足額を支払う義務を負うこととされている。

この場合において、当該現物出資等の証明をした税理士・税理士法人は、発起人・設立時取締役と連帯して不足額の支払い義務を負う。ただし、その証明について相当性を証明した場合には、この限りではない（会社法第 52 条）。税理士、税理士法人等が相当性につき証明をしたときには、証明をした税理士・税理士法人等は発起人、設立時取締役と連帯して不足額の支払い義務を負う。

この責任は過失責任ではあるが、「当該証明者が当該証明をするについて注意を怠らなかつたことを証明したとき」に限り免責されることとされ、立証責任が転換されている。

この責任は、募集株式の発行（株式の発行・自己株式の処分）の際も同様であり、証明者は、連帯して不足額を支払う義務を負い、その義務は「当該証明者が当該証明をするについて注意を怠らなかつたことを証明」したときに限り免責される（会社法第 213 条）。

新株予約権の出資が金銭以外の財産でなされる現物出資についても、証明者の責任は同様である（会社法第 286 条）<sup>\*xiv</sup>。

なお、税理士法人については、税理士法施行規則第 21 条に規定する業務を定款に定める必要がある。

〔参考〕 税理士法施行規則第 21 条

法第 48 条の 5 に規定する法第 2 条第 2 項の業務に準ずるものとして財務省令で定める業務は、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務（同項 に規定する税理士業務（第 26 条第 1 項において「税理士業務」という。）に付随して行うもの及び他の法律においてその事務を業として行うことが制限されているものを除く。）を業として行う業務とする。

### iii 補助税理士の評価証明の取扱いについて

この証明は、税理士法第2条に規定される「税理士の業務」には該当せず、評価証明にあたり、「税理士である旨」を明記すれば足りるものと解される。

補助税理士も評価証明を行うことができ、補助税理士である旨の表記は必要としない。

## III 評価の方法と留意点

商法における現物出資等の証明は、有限責任の担保となる資本を侵害することがないことを目的とし、「資本充実の原則」を満たすことが求められている。

また、会社法においても、変態現物出資及び財産引受については定款に記載し、又は記録した場合（会社法第28条一、二）には、定款の公証人認証後遅滞なく調査させる目的のため、裁判所に対し検査役の選任を申立てなければならないとしている。

さらに、検査役の選任に代えて価額が相当であることについて、弁護士・弁護士法人、公認会計士・監査法人、税理士・税理士法人の証明（不動産である場合には不動産鑑定士の鑑定評価）によることとしている。

その評価は、「資本充実の原則」から判断して適正であることが求められ、資本充実を害さない安全性を織り込んだ評価であることが望まれるかもしれない。確かに、現物出資等で低い評価を採れば債権者を脅かすことはない。しかし、不当に低い評価は、譲渡会社にとって課税問題を生じる可能性があり、また株主間において経済的利益が移転し贈与課税の問題が生じることもある。個人から法人への資産譲渡では資産の譲渡の時における価額の2分の1に満たない金額での譲渡は、時価での譲渡とみなされる（所得税法第59条）ことにも留意すべきである。

評価にあたっては、その資産が実在することが前提になる。評価は単にその価額を算定するにとどまらない。

そこで、この項では、これから各資産項目に分けて、具体的評価の留意点とともにその実在性の確認についても説明することとする。

### （1）金銭債権

#### ① 金銭債権の意義と評価上の特徴

売掛金、受取手形、貸付金、未収入金、外貨建債権など金銭給付を目的とする債権が金銭債権である。金銭そのものであれば評価の問題は生じないが、将来の金銭給付を約する金銭債権は、将来の給付の現在価値を評価しなければならず、また債務者の信用上の問題もある。

#### ② 実在性の確認と内容の把握

##### イ. 売掛金元帳や得意先元帳の帳簿記録

帳簿組織上、内部牽制が機能しており、継続的に記帳されている場合には、売掛元帳や得意先元帳等の帳簿の記録によって債権の存在を確認することができる。帳簿記録が信頼できるものであるかについては、記帳入力作業に内部牽制が働くシステムになっているか、訂正・修正の権限がどのようになっているのかを確認しなくてはならない。また、帳簿記録の信頼性を確認するには、過去の記録のいくつかを

サンプルとして抽出し、発生、請求、入金までを確認することも有効であろう。

ロ. 契約書等

債権の実在性を確認するには、債務者である相手と契約書を確認することが基本である。売掛債権に関しては取引契約書、売買契約書など、貸付金については金銭消費貸借契約書等がこれに該当する。

一般消費者への商品の販売など個別の契約書がない場合には、商品の受領書、代金請求書等がこれに当たる。

ハ. 相手先債務者の実在性

相手先債務者に残高証明を求めることにより、相手先債務者が実際に存在していること、相手先が認識している債務額と当方が認識している債権額に齟齬がないことを確認すべきである。

③ 評価の留意点

金銭債権の内容は将来の給付であるから、回収可能性と回収期日までの期間を考慮した現在価値を検討する必要がある。

回収可能性については、債務者の経営状況・財務内容を検討するとともに、期間が長期にわたる場合には、債務者の業種に応じた統計的倒産率も考慮すべきである。担保が設定されていれば、その担保価値を評価し履行の確実性を検討する必要がある。また、保証人が付されていればその保証人の信用も考慮しなくてはならない。

回収期日まで一年を超えるような長期にわたる債権については、回収までの期間を考慮し、その間の金利負担を控除した割引現在価値で評価すべきである。割引現在価値算定の際に用いる利率は、健全企業の調達金利である長期プライムレート、あるいは現物出資を受け入れる企業の調達金利などが基準となるであろう。外貨建債権については現物出資の時の為替相場によるのが原則である。

**(2) 棚卸資産（不動産、有価証券を除く）**

① 棚卸資産の意義と評価上の特徴

販売を目的とする資産を棚卸資産という。具体的には、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品といわれるものがこれに当たる（棚卸資産である不動産、有価証券の評価については、別項参照）。

棚卸資産はその性格から、次々と入荷、出荷し通常の販売サイクルで短期間に換金化される資産である。そのため評価は難しくないが、こうした通常の販売サイクル（回転期間）を超えて長期滞留している棚卸資産には、陳腐化など価値の劣化が生じていることが予想され、こうした資産の評価には留意が必要である。

また、原価計算方法等評価方法が適正妥当であるかも検討しなければならない。

② 実在性の確認と内容の把握

出入庫の記録、在庫帳など在庫有高に関する記録が基礎になろう。継続的な記録、記録の網羅性など記録の信頼性を確認する必要がある。アトランダムに何件かを抽出し、仕入請求書から在庫記録、売上納品伝票までを確認する必要がある。

また、確認は在庫記録のみに頼ることなく、保管場所に実際に赴いて棚卸資産の実在を確認する必要がある。

### ③ 評価の留意点

財産評価は時価評価が基本であるが、短期間で現金化される棚卸資産の評価は通常難しい問題はない。

ただし、陳腐化したり、劣化した資産の有無について確認が必要である。こうした不良在庫は長期滞留しているため、在庫記録からこうした不良資産を判別し、適正に評価する必要がある。さらに、それ以外に不良在庫が存在するかどうかについては、関係責任者を聴取し証明書等を取得しておくことも重要である。

現実には、評価作業の実行日と評価日とが一致することは考えにくい。いくら詰めても少なくとも数日の齟齬はあるであろう。一方、棚卸資産は日々動いているものである。

そのため評価作業により得られた評価を現物出資の時期に合わせなければならない。適正に算出された棚卸評価をその後の入荷・出荷にあわせて加減し調整することになる。

## (3) 不動産（借地権を含む）

### ① 不動産の意義と評価上の特徴

土地及びその定着物を不動産という。日本では、建物は土地とは別個の不動産とされている。地中の土砂岩石など土地の構成物は土地の一部であり、樹木、庭石、庭園設備等も土地の一部である。

現物出資等の目的とされる不動産の価額については、不動産鑑定士の鑑定評価によるとされている。ここでいう不動産には、土地、建物のほか地上権、地役権、採石権、土地・建物の賃借権等であるが、立木法による立木、工場財団、鉱業財団等特別法で不動産とされるものは含まれない。

不動産の権利の公示方法としては不動産登記がされる。登記登録形式は異なるが、外国の不動産もその国において不動産に関する権利は何らかの登記されているのが通常である。

### ② 実在性の確認と内容の把握

不動産に関する権利は、登記事項証明書により確認することができる。帳簿記録、固定資産税の課税通知、納付記録等により所在を把握し、さらに登記事項証明書により権利の得喪、用益権・担保権の負担の有無を確認することは証明のための最低限の作業である。また、いわゆる権利証の有無も確認しておくべきである。現地足を運んで現状を確認することも必要であろう。

家屋については、上記の確認に加え現状の利用状況、占有者の有無の確認が必要になる。

### ③ 評価の留意点

不動産の鑑定評価は、不動産評価の専門家である不動産鑑定士を委嘱することになる。

評価という作業は客観的な時価を求めるものであるが、科学的真実としての絶対的な時価があるものではない。評価というものは評価目的との相互関係においてなされる。目的により評価額が異なるとしても、どちらが真でどちらが偽というものではない。例えば、同一の不動産であっても隣地として買おうとする者の購入目的の評価額と遊休地を売却するための売却目的の評価額とでは差があることは当然であろう。

土地評価については、租税行政庁が「財産評価基本通達」という精緻な評価体系をも

っている。しかし、これが評価方式のすべてではない。「財産評価基本通達」は、課税標準額算定のために課税を目的とする租税行政庁が定めたものである。基本的には、租税実務という一部限られた領域でのみ実効性が認められる評価体系である。

土地というものは、通常の方法では生産し得ない。したがって取得価額を基準として現在価値を評価することは適当ではない。また、土地というものはすぐれて個別性があり、ひとつとして同一の土地はない。しかし近隣の土地は、評価の構成要素のうちで共通するところが少なくないであろう。そこで近隣の取引事例はこのような意味で一定の参考になる。公示価格、基準価格又は路線価というものも、こうした近隣の土地の取引価格を示すものでしかない。取引事例を参考とするときには、共通する要素（最寄の交通機関からの距離、接する道路、利便性など）を判断した上で、土地の形状、方角など当該土地固有の要素により加減することになる。

家屋は、土地と異なり生産し得るものであるが、通常移築し得ないため、代替可能ではなく純粋な意味での交換市場は成立し得ない。家屋の評価に当たっては、再調達価格を基礎に経年減価を考慮して算定する評価が中心になろう。

また、販売用不動産については、売却価格を参考として評価する。

#### **(4) 有形固定資産（不動産を除く）**

##### **① 有形固定資産の意義と評価上の特徴**

有形固定資産とは、固定資産のうち、物理的な実体を有するものである。建物、建物付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び工具器具、備品等がある。

こうした有形固定資産は、売却処分しようとするとき低い価格になるが、使用している企業にとっては価値があることが多い。つまり処分価値と使用価値に差がある場合が少なくない。

現物出資等の価額の評価は、対象となる財産の継続使用を前提とするので、この場合の適正な評価は継続使用価値であり、売却を前提とした精算価値ではないであろう。

##### **② 実在性の確認と内容の把握**

提示された固定資産リストを固定資産台帳等の帳簿記録で確認するべきである。少額減価償却資産など、会計帳簿に資産計上されていない場合があることにも留意すべきである。資産の実在性については、帳簿記録にのみ頼らず原則として現物を確認すべきであろう。

##### **③ 評価の留意点**

###### **イ. 減価償却資産の評価**

有形固定資産は、資産の取得価額から適正な償却をして評価する。減価償却の期間・方法は税務会計の基準であっても通常妥当であろうが、特段の理由などがあれば再検討されるべきである。税務上の特別償却などがなされていれば通常の減価償却に引き直して算定すべきである。

また、予測不能の減損が生じているものは相当の減額をすることになる。中古市場がある場合には、評価に際してその中古価格、また専門家の意見も参考にすべきである。

###### **ロ. 減価しない資産の評価**

書画・骨董・美術品等は、時の経過でその価値が減価するとは考えられず、会計上も減価償却しない。このような減価しないとされる資産については、その資産の市場がある場合にはその市場価格、また、専門家による鑑定評価が参考にされよう。

## (5) 無形固定資産（借地権、営業権を除く）

### ① 無形固定資産の意義と評価上の特徴

無形固定資産とは、企業に対し長期間、超過利益の可能性を与えるような役務を提供する資産である。営業権、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権（入漁権を含む）、ソフトウェア等である。

無形固定資産には、次の3つの種類がある。

#### イ. 営業権

法律上の権利ではなく、事実上の超過収益力をいう。この評価については、別項に譲る。

#### ロ. 法律上の独占権

特許権、実用新案権、商標権、借地権、地上権、賃借権、鉱業権、漁業権など、法律の規定により独占的な権利として認められたもので企業の超過収益に貢献するものである。このうち借地権の評価については不動産の評価の項を参考にされたい。

#### ハ. 特別法の規定により施設の設置費用を負担してその利用権が認められたもの。

電気ガス供給施設利用権、専用側線利用権など各種施設利用権がこれに当たる。無形固定資産の評価の中心は、いわゆる知的財産権といわれる諸権利である。知的財産権の価値の根元は特異性にあるので、他に代替可能な多くの同種同等の資産が存在し市場価格を形成している状況は考えにくい。そのため他の取引価格を基準として評価することは難しい。その他鉱業権、漁業権や施設利用権のように法律上認められた利用権も広く交換市場が成立しているものではなく、他の取引価格を基準として評価することは難しい。

### ② 実在性の確認と内容の把握

無形固定資産については、まず帳簿等の記録に基づき存在を確認し、さらに権利等の登録を確かめる必要がある。登録の更新などを失念し失効している場合もあり得る。資産の種類によって登記登録の方法が異なる。また、権利の有効期間等も確認しておくべきである。

特許権など権利によっては、独占的な使用権（専用実施権など）を他人に与えているため自己の使用が制限されているような場合もあり得るので、この点も留意する必要がある。

### ③ 評価の留意点

一般的に資産の評価については、現所有者を中心に、その取得に要した費用（取得費、研究開発費等）を基準とする評価（取得価格基準評価）、譲り受ける者を中心にその資産が生み出す将来の利益を基準とする評価（収益還元評価）、そしてそうした両者の合意によって形成される市場価格を基準とする評価（取引事例評価）の三つが考えられる。

第三者からの取得価額等をもとに算定する場合には、当初の取得価額の妥当性、減価償却の適正性を確認する必要がある。

無形固定資産の評価の中心である知的財産権は、その価値の根元は独自性にあり代替性に乏しい。そのため自由な市場価格は期待できない。また、多くの費用をかければ有用な特許権、実用新案権等に結実するとは限らないので、取得に要した費用、開発に要した費用等過去の支出は、その無形固定資産の現在の価値を直接示すものではない。そのため将来の予想収益を基準とした収益還元評価が中心になる場合が多くなる。

鉱業権、漁業権も所有者を転々と移転することが少ないので、類似の取引事例を参考にいわゆる市場価格を基準とした評価が採りにくい。これらも収益還元評価が中心となるであろう。

いずれにせよ、評価に専門的知識を要する場合が少なくない。専門家に依頼しその証明を求めることも有効である。

## (6) 営業権

### ① 営業権の意義と評価上の特徴

通常、営業権（goodwill：のれん）とは、企業の超過収益力に基づく価値とされている。将来の超過収益力を現時点での資本として考えたところの価値である。

超過収益力としての営業権は、外部から購入したものと自己の営業の中で作り出されてきたものがある。

営業権は、それ自体法律上認められた権利ではなく、事実に基づく財産である。企業にとっては他の営業資産と同様、企業が所有し支配している無形の価値であるが、会計学上は買い入れた場合に限り資産に計上することが認められている。

現物出資等の財産価額の評価については、その財産の実在性とその価値の評価の適正性が問題となるが、営業権は法律上の権利ではなく、また第三者間の市場で客観的にやりとりされる性格のものではないため、実在性の確認、その正当な評価には難しい面がある。

### ② 実在性の確認と内容の把握

営業権は、当該営業の超過収益力に基礎を置くが、その超過収益力は、長年培われた商品の優位性、ブランド価値、技術力、取引関係、従業員・経営者の資質、企業文化、法的あるいは地理的条件など、収益に貢献する複雑多様な要素の集積である。

営業権は、それ自体が法的権利ではないので、営業権が実在することを登記登録等法的に確認する手段はない。通常は、営業を譲渡するとき、譲渡人と譲受人の合意の中で存在が確認されることになる。

しかし、現物出資等における財産の価額の証明においては、当事者の合意を離れた客観的な評価がなされるべきである。

上場株式のように客観的な市場価格が形成され、将来の超過収益力も株式の価額に織り込まれているときには、通常、その株式評価額を超えて営業権を認めることはない。株式総額を超えて営業権が実在するということを認めるには、特段の理由が必要であろう。

「財産評価基本通達」は、相続税・贈与税において課税対象となる営業権とその評価について規定している。

租税は、国民に負荷を強いるものである以上、この通達を適用して課税の対象とされ

ような営業権があるとされるときには、営業権の存在を是認して問題はないと考えられる。

「財産評価基本通達」による算定においては、税負担を発生させるという役割から、いわゆる「堅め」の評価が採られている。したがって、この算定では営業権が発生しない場合でも、営業権の存在が認められる場合も十分考えられる。

### ③ 評価の留意点

現物出資等における財産の価額の証明においても、資本充実の原則から確実な価値の評価が要請され、過大な評価は排斥される。課税関係は一方的な財の移転であるので厳格な評価が求められるのに比べれば、現物出資等の財産評価は比較的柔軟に考えられるが、一方、資本充実の原則も忘れてはならない。

営業権というものは、将来の超過収益力を現時点で資本化した評価であるとする、現物出資等の財産評価においても「財産評価基本通達」の算定方式は、基本的に支持されるものと思われる。

しかしながら、評価の役割、目的の相違から、次の諸点は再考に値するものと思われる。

#### イ. 平均利益額

「財産評価基本通達」は、「課税時期の属する年の前年以前 3 年間の所得の金額」から平均利益金額を導き出すこととしている。

しかしながら、営業権は本来“将来の”超過収益力を反映するものであるから、合理的に算定される将来収益が入手できるのであれば、過去の財務データ等によらず、将来利益によることがより合理的である。ただし、中長期経営計画などで示される将来利益には不確定の要素が少なくない。

そこで、こうした将来利益のみで判断すべきではなく、過去の利益額による平均利益に基づく評価もあわせて試算しその結果も考慮するなど、多様な面からその企業の収益を算定するべきである。

また、過去の実績所得の金額であっても、それに影響を与えていた特殊事情があれば、それを取り除いて算定すべきことは当然である。

いずれにせよ、採用する評価要素が説明できる合理的な根拠に基づくことが肝要である。

#### ロ. 平均利益金額の減額

「財産評価基本通達」は、将来の利益リスクとして、過去 3 年の平均利益額に 0.5 を乗じて算出することとしている。

過去の収益状況が将来も続くものかどうか不確定ではあるが、財産評価通達のようにそのリスクを一律に 0.5 とすることに合理的な根拠はない。

個別事案の評価にあたっては、業界の事情によるリスク、当該企業を取り巻くリスク、当該企業独自のリスクを個別に判断し、将来収益見通しが合理的に算定されるべきである。こうした判断が難しいときには、業種別の倒産統計等が参考になることもあるであろう。

#### ハ. 控除される企業者報酬の額

「財産評価基本通達」は、個人企業の営業権を評価するものであるから、企業者報酬

の額の控除は、一定基準に基づいて控除することによって、恣意性が介入することを防止している。過去の平均利益金額から経営者の労務対価である企業者報酬を控除して算定している。個人企業が保有していた営業権であれば、こうした要素も考えるべきであるが、法人企業の保有する営業権を評価するのであれば、こうした経営者の労務対価は役員報酬として既に算入されている。

## 二. 基準年利率

将来の収益を現在価値に割り戻すについては、将来にわたる予想利率を用いる。長期国債等の利率を参考に合理的なスプレッドを採ることになろう。ただし、資本市場における利率は貸付リスクも反映しているから、市場金利を基準に機械的に決められるものではない。

金利の判断にあたっては、合理的な基準値を基礎に説明し得る合理的要素を加味することになる。

なお、現在価値を算出するには、年金複利原価の計算式を用いる。

## ホ. 将来収益の考慮すべき年数

「財産評価基本通達」は、営業の継続年数を基本的に10年としている。超過収益が未来永劫継続するとは考えられないとともに、何年で消滅するかを判断することは難しい。

M&Aの実務では、3年、5年ないし7年の将来を計算することが多いようであるが、これも経営資源などその超過収益を支える要素の性格、また業界の動向などを合理的に判断して決するよりほかはない。

いずれにせよ、説明ができる合理性を維持すべきことは、他の要素の判断と同様である。

## ヘ. 現物出資等として受ける者の事情要因

「財産評価基本通達」は、本質的に相続税・贈与税のためのものである。相続は、当事者の合意による移転ではなく、人の死亡という事実に基づく移転であるため、受け入れる者の事情要因が考慮されていない。しかし、現物出資等として営業権を受け入れる場合には、受け入れる者の事情要因も考慮するべきであろう。

過去一定の活動をしてきた他者の営業を自社に取り込む場合には、受け入れる者の事情要因が反映して「シナジー効果」が生じることが当然に考えられる。同種の営業であれば、規模の利益が生じるであろうし、重なる分野であれば相乗効果が期待される場合がある。

こうした要因は、将来収益を算定するときに考慮すべき大きな要素となる。評価者は、財務資料など過去の実績のみを基礎とするのではなく、幅広い情報を収集して判断に努めなければならない。

参考：財産評価基本通達

(営業権の評価)

165 営業権の価額は、次の算式によって計算した価額と課税時期を含む年の前年の所得の金額（営業権の価額が相当高額であると認められる著名な営業権については、その所得の金額の3倍の金額）とのうちいずれか低い金額に相当する価額によって評価する。（平11

課評 2-12 外改正・平 16 課評 2-7 外改正・平 18 課評 2-7 改正)

$$\text{平均利益金額} \times 0.5 - \text{企業者報酬の額} - \text{総資産価額} \times \text{基準年利率} \\ = \text{超過利益金額}$$

$$\text{超過利益金額} \times \text{営業権の持続年数 (原則として、10 年とする。)} \text{に} \text{応} \text{ず} \text{る} \text{基} \text{準} \text{年} \text{利} \text{率} \\ \text{による複利年金現価率} = \text{営業権の価額}$$

(平均利益金額等の計算)

166 前項の「平均利益金額」等については、次による。(昭 41 直資 3-19 改正・平 16 課評 2-7 外改正・平 18 課評 2-7 改正)

(1) 平均利益金額

平均利益金額は、課税時期の属する年の前年(法人にあつては、課税時期直前に終了した事業年度とする。)以前 3 年間の所得の金額を基とし、次の算式によって計算した金額(その金額が、その年の前年の所得の金額を超える場合には、その年の前年の所得の金額とする。)とする。この場合における「所得の金額」は、(2)に定める金額とする。

$$\frac{\text{課税時期の属する年の前年 1 年間の所得の金額} \times \text{課税時期の企業物価指数}}{\text{課税時期の属する年の前年平均の企業物価指数}} \quad \dots(1)$$

$$\frac{\text{課税時期の属する年の前々年 1 年間の所得の金額} \times \text{課税時期の企業物価指数}}{\text{課税時期の属する年の前々年平均の企業物価指数}} \quad \dots(2)$$

$$\frac{\text{課税時期の属する年の前々々年 1 年間の所得の金額} \times \text{課税時期の企業物価指数}}{\text{課税時期の属する年の前々々年平均の企業物価指数}} \quad \dots(3)$$

$$\{(1)+(2)+(3)\} \times 1/3 = \text{平均利益金額}$$

(2) 所得の金額

所得の金額は、所得税法第 27 条第 2 項に規定する事業所得の金額又は法人税法第 22 条第 1 項に規定する各事業年度の所得の金額とし、それらの所得の金額の計算の基礎に次に掲げる金額が含まれているときは、これらの金額は、いずれもなかったものとみなして計算した場合の所得の金額とする。

イ 経常的損益以外の損益の額

ロ 支払利子、手形割引料又は青色専従者給与額若しくは事業専従者控除額(法人にあつては、損金算入を行った役員報酬の額)

ハ その企業の主宰者又は役員の配偶者その他の親族でその企業の主宰者又は役員と生計を一にする者に対して支払った土地、家屋その他の財産の賃借料の額

ニ 準備金勘定又は引当金勘定に繰り入れた金額

(3) 企業者報酬の額

企業者報酬の額は、次に掲げる平均利益金額の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額とする。ただし、企業者の特殊な信用、従事状況その他の状況に照らし、次に掲げる金額によることが不相当であると認められる場合においては、次に掲げる金額に、その金額の100分の30の範囲内において相当と認める金額を加算又は減算した金額によることができる。

平均利益金額の区分		企業者報酬の額
200万円以上	300万円未満	90万円
300〃	400〃	125〃
400〃	500〃	160〃
500〃	700〃	200〃
700〃	1,000〃	250〃
1,000〃	1,500〃	300〃
1,500〃	2,000〃	400〃
2,000〃	3,000〃	550〃
3,000〃	5,000〃	700〃
5,000〃	7,000〃	850〃
7,000〃	10,000〃	1,000〃
10,000〃		平均利益金額の10%相当額

(4) 総資産価額

総資産価額は、この通達に定めるところにより評価した課税時期（法人にあつては、課税時期直前に終了した事業年度の末日とする。）における企業の総資産の価額とする。この場合において、その企業が(2)のハの者から土地、家屋その他の財産の貸与を受けているときは、これらの財産の価額は、その企業の総資産価額に加算する。

(超過利益金額が少額な営業権等)

167 次に掲げる営業権の価額は、評価しない。

- (1) 165《営業権の評価》の算式によって計算した超過利益金額が5万円未満の企業の営業権
- (2) 前項の(1)の定めにより計算した平均利益金額が200万円未満の企業の営業権
- (3) 開業後10年（他人よりその企業を継続した場合は、その他人の営業期間と通算して10年とする。）に満たない企業の営業権
- (4) 医師、弁護士等のようにその者の技術、手腕又は才能等を主とする事業で、その事業者の死亡と共に消滅すると認められるものの営業権

(7) 有価証券（取引所の相場のあるものを除く）

- ① 有価証券の意義と評価上の特徴

財産権を表象する証券であって、その権利の移転・行使に証券をもってすることが必要とされているものを有価証券という。権利と証券が結合し一体化することにより、権利の行使、権利の流通を高めるものである。(手形・小切手なども法律上は金銭債権を表象する有価証券であるが、評価の問題としては金銭債権として別項に譲る。)

証券取引法第2条では、有価証券とは(1)国債証券 (2)地方債証券 (3)特別法により法人が発行する債券 (4)社債券・特定社債券 (5)出資証券 (6)株券 (7)証券投資信託・貸付信託の受益証券などをいうものとされているが、このほかに会計上は対価を支払っているが証券を入手していない段階の払込領収書・申込金領収書も有価証券として取り扱われる。

会計上は、売買目的有価証券・満期保有目的の債権・子会社株式及び関連会社株式・その他有価証券に区分される。

有価証券であっても、手形や社債など金銭債権を表象するものの評価は金銭債権の評価の項に譲る。そこでこの項では、株券を中心に考える。

上場され取引所の相場のある株式については、評価日の株価が評価額であり、特にこれが相当でないという事情があるのであれば、改めてその理由に合理性があるかを判断することになる。

以下、ここでは未上場の株券(株式)の評価について検討する。

## ② 実在性の確認と内容の把握

有価証券の実在性についても帳簿記録によりその存在を把握し、有価証券自体を確認することが基本である。次にその有価証券が表象する財産権の内容の実在を確認しなければならない。

株券であれば、その会社の登記事項証明書を手に入るとともに公認会計士の監査証明が付された決算書(あるいは代表者の証明する決算書)ないし税務申告書を確認する。なお、外国会社であっても同様である。

## ③ 評価の留意点

非上場有価証券の評価については種々の考え方があり、評価の目的によっても様々な評価方法が用いられている。現物出資等における財産価格の証明のための評価額の算定には、通常、株式買取請求権等について裁判所から依頼を受ける株価鑑定評価に用いられる評価方法によるのが妥当であろうと思われる。

その株価鑑定評価の評価方法は、以下イ～ニである。

時価純資産価額法(清算所得税非控除方式)がもっとも客観的事実を基礎としており、これが基本になるべきと思われるが、実際には、評価対象会社に最も適した方法を複数選択しこれを加重平均等により算定することになる。どの方法を選択し又どのくらいの比率で算出するのが適正かは当該対象会社の状況に応じて総合勘案するべきである。

### イ. 時価純資産価額法

$$\text{一株あたりの評価法} = \frac{\text{会社財産の時価合計} - \text{負債合計}}{\text{発行済株式総数}}$$

### ロ. 収益還元法

・収益還元法

$$\text{一株あたりの評価法} = \frac{\text{一株あたり予想税引後利益}}{\text{資本還元率}}$$

・DCF法

$$\text{一株あたりの評価法} = \frac{\text{キャッシュフローを年度別に割り引いた金額の合計額}}{\text{発行済株式総数}}$$

ハ. 配当還元法

・実績法

$$\text{一株あたりの評価法} = \frac{\text{一株あたり受取配当金}}{\text{資本還元率}}$$

・適正額推定法

$$\text{一株あたりの評価法} = \frac{\text{一株あたり税引後利益} \times \text{通常配当性向}}{\text{資本還元率}}$$

・ゴードンモデル法

$$\text{一株あたりの評価法} = \frac{\text{一株あたり配当金}}{\text{資本還元率} - (\text{内部留保率} \times \text{投資利益率})}$$

ニ. 比準法

・類似業種比準法

$$\text{一株あたりの評価法} = \text{平均株価等} \times \text{比準割合} \times 0.7 \times \text{額面倍率}$$

・類似会社比準法

$$\text{一株あたりの評価法} = \text{類似会社平均株価} \times \text{比準割合} \times \text{安定化率}$$

・実際取引比準法

適正価格（時間的差異、純粋な経済的行為かどうか、対象株式数の発行済株式総数に占める割合等を考慮）による売買実例価額

## IV 緩和された現物出資等の活用

税理士・税理士法人等の証明により現物出資等の手続が簡易になったことは、現物出資等が実務上活用しやすくなったといえる。こうした現物出資等の利用活用のケースとしては、次のような場面が考えられる<sup>\*v</sup>。

なお、現物出資等は税務上、資産の譲渡であり、出資者にはその時点でキャピタルゲインが実現し課税ベースに乗ることになる。ただし、組織再編税制の適用が考えられ、課税が繰り延べられる場合も少なくない。さらに具体的案件においては、さらに登録免許税、不動産取得税等の負担も総合的に検討する必要がある。

### ① 法人成り

個人事業として営まれていた営業を法人化する際に「現物出資」を利用することができる。「現物出資」であれば、資本金に充てるための現金を調達する必要がない。従来は、現物出資手続が煩瑣であったので、現金出資で設立した後、営業を構成する資産を譲り受ける形式が多かったが、今後は「現物出資」による設立も多くなるであろう。

なお、「現物出資」といっても資産の譲渡であるから、譲渡にかかる所得税、また個人事業者としての消費税の課税に留意すべきである。

### ② 子会社設立

事業展開の必要から、従来の事業の一部を別法人とする場合がある。

こうした場合に、従来は、変態現物出資等の迂回した方法が採られることが少なかった。現物出資等の手続が簡易になったことは、組織再編税制の整備と相俟って事業の分割が容易になったといえよう。

事業分割の方法としては、事業を現物出資等により子会社を設立する方法と会社分割（会社法第 757 条以下）がある。個々の資産の移転手続などを考慮すると、現物出資による方法は事務が煩瑣であり、会社分割の方が選択されることが多いであろう。

### ③ 企業再生

不採算事業部門と優良事業部門とを有している会社を再生するため、分社により優良事業部門を残す企業再生計画が採られることがある。優良事業部門を新会社とし、残された所有資産を処分し不採算部門を解散整理するという計画が典型である。

また、例えば債務保証をしているオーナー経営者が所有不動産を売却処分して資金を充当せざるを得ないような場合に、保証債務を履行する際に譲渡所得の特例を適用しようとするケースが散見される。この特例の適用にあたっては、主たる債務者に対する求償権の行使が不能であることが要件であるが、実務上これを立証することは容易ではない。主たる債務者である法人が解散整理されるのであればともかく、事業継続のために保証人であるオーナー経営者が資金を投入しようという場合には、主たる債務者である法人が事業継続のままこの特例適用を考えることは難しい。

こうした場合、優良事業部門の営業を適正な評価額で現物出資して新会社を設立し、その後、不採算事業部門のみが残る会社を法的に解散整理すれば、自己所有の資産を譲渡して保証債務の履行に充てたオーナー経営者は、保証債務の履行の特例が適用できる。

もっとも、前述した会社分割の方法も採り得るので、法的スキームは選択検討される

べきであろう。また、保証債務の履行の特例は、適用に当たって他の諸要件の十分な検討も必要である。

#### ④ 不良資産の切り捨て

不良資産を現物出資等の対象として切り離すことも考えられる。

不良資産ではあるが売却処分できないケースがある。例えば、本社物件の評価が下がり、含み損を抱えていても、営業上この本社物件を第三者に売却処分できないことがある。こうした場合、営業を「現物出資」により分社し、引続き使用する本社の賃料を支払う形式を採ることが考えられる。

これにより、営業を継続する新設会社の財務構成を健全化することができる。含み損を抱えていても経営上売却処分できない資産があるとき、時価が帳簿価格を下回ったこうした不動産やゴルフ会員権等を適正に評価した価格（時価）で「現物出資」すれば、その含み損が顕在化することができる。

#### ⑤ 事業買収 (M&A)

自社で事業を立ち上げるよりも既存の事業を買収することで早期に経営効果を狙うケースがある。こうしたM&Aでは、現実には、状況により様々な法的方策が採り得るが、企業が有している幾つかの事業部門のうち一部を買収するような場合には、現物出資等により実質的に分社したうえで、企業買収する手法が適することが多い。ただし、会社分割の方式の方が簡易であることが多い。

#### ⑥ デット・エクイティ・スワップ(Debt Equity Swap)

デット・エクイティ・スワップとは、ある会社に対して、金銭債権を有している債権者が、その債権を債務会社の株式に振り替える手法をいう<sup>\*xvi</sup>。

過剰債務を抱える企業は、その再建のためには、負担する債務を事業活動からのキャッシュフローによって、返済可能な程度に減少させる必要がある。債権者としては、単純な債権放棄には応じがたいとしても、株式に振り替えれば当該企業の再建後の株式価値の増加によってキャピタルゲインを得ることが期待できる場合には、債権を株式に振り替えるメリットがある場合が少なくない。

デット・エクイティ・スワップの古典的な手法は、債権者が債務会社の第三者割当増資を受け、これに対して、金銭の払い込みを行い、債務会社が当該払い込み金額を持って債務弁済するというものであるが、この手法では現金の拠出が必要となる。また、債務者からの弁済を受けるまでは、その資金が他の弁済に回ったり他の債権者から差し押さえられるなどのリスクが考えられる。債務者が破綻した場合には一部債権者への弁済であるとして否認されるリスクもある。

こうしたリスクの少ない方法として、債務会社に対する債権自体を現物出資し株式の発行を受ける手法が考えられる。

デット・エクイティ・スワップは、企業再生の場面で次のように活用されてきた。

新しい支援者が登場し、業績不振の企業を再生しようとする場合、貸手責任を負う主力銀行やオーナーは少額債権者の債権を弁済したり債権を割引いて買い取り、できるだけ一本化する。その上で、その債権をデット・エクイティ・スワップにより額面額で株式に転換する。この株式を時価で新しい支援者に譲渡し損失を発生させるか、減資（し

ばしば100%減資)をしたうえで新しい支援者に新株を発行し、新しい支援者のもとで再スタートを切る。

この債権を現物出資の目的とするデット・エクイティ・スワップは、会社法施行前の商法では、検査役調査あるいは税理士等専門家による証明が必要であった。

会社法施行前の商法のもとのデット・エクイティ・スワップには、受け入れる金銭債権を実質価値で評価すべき(評価額説)か、名目額で評価すべき(券面額説)かという対立があったが、東京地裁は平成12年以降、券面額説に従った実務執行を行うこととし<sup>\*xvii</sup>、金銭債権の現物出資は額面で評価するという運用が定着してきた<sup>\*xviii</sup>。

そのため、金銭債権の現物出資について、検査役あるいは税理士等の証明者は結局、その金銭債権が存在することと債権額を確認すればよいことになっていた。

こうした運用を踏まえ、会社法では「現物出資財産が株式会社に対する金銭債権(弁済期が到来しているものに限る。)であって、当該金銭債権について定められた(略)価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合」(会社法第207条⑤)には、検査役調査、税理士等の相当性証明自体が不要とされた。

会社法では、デット・エクイティ・スワップに検査役調査、税理士等の相当性証明自体が不要とされたことにより、税理士・税理士法人の出番がなくなり、手続が極めて簡便になった。しかし、平成18年度税制改正で、デット・エクイティ・スワップによる増加資本金等の額は給付資産の時価とされることになり、税法上は評価額説が採られることになった<sup>\*xix</sup>。

そこで、デット・エクイティ・スワップが行われると、負債のうち現物出資に充てられる部分の金額とその時価との差額に相当する部分は、債務消滅益が生じることになる。

ただし、会社更正手続開始決定・民事再生手続開始決定等があった場合には、債務免除益、受贈益等は期限切れ欠損金の損金算入を認める制度の対象となるが、その対象に、この債務消滅益が加えられた。

## V 参考書式

### (書式1) 現物出資財産の給付書

#### 現物出資財産の給付書

定款第〇〇条の規定に基づき自分の給付すべき現物出資の目的たる末尾記載の財産は、本日その権利を全部給付し引き渡します。

なお、不動産所有権移転手続は会社成立後遅滞なく履行いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号  
現物出資者 〇 〇 〇 〇 ⑩

〇〇〇〇株式会社発起人 御中

#### 記

- 1 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 宅地 〇〇平方メートル
- 2 同所所在 家屋番号 〇〇番〇〇号  
木造瓦葺二階建事務所 一棟  
一階 〇〇〇〇平方メートル  
二階 〇〇〇〇平方メートル

(書式2) 出資財産引受受領書

出資財産引受受領書

- 1 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地 宅地 ○○平方メートル
- 2 同所所在 家屋番号 ○○番○○号  
木造瓦葺二階建事務所 一棟  
一階 ○○平方メートル  
二階 ○○平方メートル

上記物件正に引渡しを受けました。

会社成立の上、上記物件所有権移転登記完了後、当社株式○○株を交付いたします。

平成○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号  
○○○○株式会社

発起人代表 ○ ○ ○ ○ ⑩

○○○○ 様

(書式3) 現物出資の不動産に関する税理士の証明書

証 明 書

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号  
〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 殿

上記会社の定款第〇〇条に記載のある現物出資の目的とされる不動産につき、会社法第33条第10項第3号の規定により、次のとおり証明する。

証明事項

現物出資をなす者は、住所〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号、氏名〇〇〇〇であり、出資の目的とされる財産は、後記物件目録記載のとおりであり、この不動産の価格は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け不動産鑑定士〇〇〇〇の作成にかかる別紙不動産鑑定評価書(〇〇鑑第〇〇号)により金〇〇〇〇〇〇〇円と評価されており、これに与える株式は〇〇〇〇株である。

会社成立後に譲り受けることを約した財産に関する定款の定めはない。

上記事項につき、発起人〇〇〇〇の依頼により平成〇〇年〇〇月〇〇日、当事務所において、定款第〇〇条並びに別紙不動産鑑定評価書に基づき綿密に調査したところ、いずれも相当であることを確認した。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇税理士会所属  
税理士登録番号 第〇〇〇〇〇〇〇号  
税理士事務所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号  
税理士 〇 〇 〇 〇 印

(注) 評価対象が不動産である場合には、不動産鑑定士の鑑定評価が必要である。



## 【注記】

- \* i 持分会社では無限責任社員が会社の債務を弁済する責任を負う（会社法第 580 条）とされているが、理論的にはむしろ例外であろう。
- \* ii 法定資本金は配当規制のためのひとつの制度であり、有限責任である株式会社であっても法制度上法定資本金というものがなくてはならないというものではない。米国では、模範事業会社法 Model Business Corporation Act のように法定資本金がない法制度も少なくない。その場合、債務不履行にならないこと Insolvency test と貸借対照表上、資産総額が負債総額を下回らないこと Balance sheet test を条件とされている。（M.B.C.A §6.40 参照）
- \* iii 神田秀樹『会社法』弘文堂 2006 年第 8 版 P.288
- \* iv 前田庸『会社法入門』有斐閣 2005 年第 10 版 P.32
- \* v 商法第 168 条、第 173 条
- \* vi 商法第 168 条
- \* vii 商法第 246 条
  - 第 245 条第 1 項ノ規定ハ会社ガ其ノ成立後 2 年内ニ其ノ成立前ヨリ存在スル財産ニシテ営業ノ為ニ継続シテ使用スベキモノヲ資本ノ 20 分ノ 1 以上ニ当ル対価ヲ以テ取得スル契約ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス
  - 2 取締役ハ前項ノ契約ニ関スル調査ヲ為サシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス
  - 3 第 173 条第 2 項第 3 項（第 2 号ヲ除ク）及第 197 条（第 192 条ノ 2 第 1 項及第 3 項ヲ準用スル部分ヲ除ク）ノ規定ハ前項ノ場合ニ、第 181 条第 3 項及第 184 条第 2 項ノ規定ハ前項ノ検査役ノ報告及本項ニ於テ準用スル第 173 条第 2 項第 3 号ノ証明ヲ記載又ハ記録シタル資料（本項ニ於テ準用スル同号ニ規定スル財産ガ不動産ナルトキハ本項ニ於テ準用スル同号ノ鑑定評価ヲ記載又ハ記録シタル資料ヲ含ム）ニ之ヲ準用ス
  - 4 会社ノ支配人其ノ他ノ使用人ハ前項ニ於テ準用スル第 173 条第 2 項第 3 号ノ証明及鑑定評価ヲ為スコトヲ得ズ
- \* viii 商法第 280 条ノ 8
- \* ix 有限会社法
  - 第 12 条ノ 2 取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第 7 条ニ掲グル事項ヲ調査セシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス
  - 2 前項ノ規定ハ第 7 条第 2 号及第 3 号ノ財産ノ定款ニ定メタル価格ノ総額ガ資本ノ 5 分ノ 1 ヲ超エズ且 5 百万円ヲ超エザル場合ニ於テハ同条第 2 号及第 3 号ニ掲グル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ
  - 3 商法第 173 条第 2 項（第 1 号ヲ除ク）及第 3 項乃至第 6 項ノ規定ハ第 1 項ノ場合ニ之ヲ準用ス
  - 第 12 条ノ 3 商法第 173 条ノ 2 第 1 項第 1 号第 3 号及第 2 項ノ規定ハ有限会社ニ之ヲ準用ス
- \* x 平成 13 年 12 月 20 日、日本税理士会連合会は、「商法等の一部を改正する法律案要綱案」に対する意見を取りまとめた。

今回の商法改正では、現物出資等に係る財産評価の専門家として税理士を加えることに焦点を絞り、平成 14 年 1 月 8 日には自民党有志議員による税理士制度改革推進議員連盟が、商法改正に関するワーキンググループの総会を開催して、「現物出資等に係る財産評価の専門資格者に税理士及び税理士法人を加えるべきである。」とする決議を行い、これを法制審議会会社法部会に対し、この決議を尊重して

検討を行うことを求めた。

これに先立ち、日本税理士会連合会は12月20日に、職業専門家による財産評価に関する中間試案に対しては次のように意見表明している。

[意見]

現物出資、財産引受及び事後設立の目的たる財産の価格の証明制度において評価証明を行う専門資格に税理士を加えるべきである。(中間試案第23号)

[理由]

(1) 税理士は評価の専門家である。

税法上、資産の時価の算定を要するケースとしては次のようなものがある。

- ① 法人税法における、資産の無償譲渡や低額譲渡の場合の収益の算定や受贈益の算定における資産の時価の認定の場合
- ② 所得税法における収入の代価として資産を受け入れた場合や同法第59条のみなし譲渡の場合の収入金額を認定する場合
- ③ 相続税法において、課税価格を「・・・財産の取得の時ににおける時価による」と規定していることから、時価である課税価格を算定する場合

税理士がその専門分野とする法人税、所得税、相続税などの各税法においては、単に「時価」を基準とする旨の規定があるが、土地、有価証券などの財産に関する価格をどのように算定するのかの規定が存在せず、時価主義の原則を定めているに過ぎないのである。したがって、税理士は各税法を解釈、適用するに当たって、財産の種類異なるごとにそれぞれの財産の本質に応じた評価方法を検討し、その財産価値を算定して税理士業務を遂行している。

(2) 評価通達是一种のマニュアルである。

相続税等の申告で参考にする財産評価基本通達は、国税庁がその内部において課税価格の計算の取扱いを統一するため、各財産の評価方法に共通する原則や各種の財産の評価単位ごとの評価方法を具体的に定め、これを公開して、納税者の申告・納税の便に供しているものである。

税理士がこの通達を参考に財産の評価をする場合も、税理士は常に適正な評価を求めるため、公示価格や付近の売買実例等を参考にして、その財産に応じた評価方法を常に検討して、その業務を遂行しているのである。この評価通達は、税務の取扱いにおいて、納税者の利便性を考慮し、租税行政庁が制定しているものであり、税理士はこの通達のみによって時価を算定しているのではない。不動産鑑定士が行う土地等の鑑定における「不動産鑑定評価基準」であり、公認会計士が株式評価額を算定する場合にも同様の考え方、マニュアルが存在する。この財産評価基本通達は、評価についての考え方、方法などのマニュアルの一類型と考えられる。

(3) 税理士は財産評価の適任者である

税理士は裁判所に提出する「会社に現存する純資産を証する書面」などの作成に携わっている。このように税理士は既に評価についての実績があるから、財産評価の証明を行う者として税理士を活用すべきである。

\*xi 長島・大野・常松法律事務所編『アドバンス新会社法』商事法務 2005年 P.64

\*xii 「市場価格がある有価証券とは、証券取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同第2項に規定する有価証券と見なされる権利を指すものとされている。

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 国債証券

- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第七号の二に掲げるものを除く。）
- 三の二 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）に規定する特定社債券
- 四 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）
- 五 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第五号の三及び第七号の二に掲げるものを除く。）
- 五の二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券
- 五の三 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
- 六 株券又は新株予約権証券
- 七 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
- 七の二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
- 七の三 貸付信託の受益証券
- 七の四 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券
- 八 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの
- 九 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で第一号から第六号まで又は前三号の証券又は証書の性質を有するもの
- 十 外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの
- 十の二 前各号、次号若しくは第十一号に掲げる証券若しくは証書又は次項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る第二十二項又は第二十六項各号に規定する権利（当該権利を表示する証券又は証書に係る第二十二項又は第二十六項各号に規定する権利を含む。以下「オプション」という。）を表示する証券又は証書
- 十の三 前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの
- 十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書
- 2 前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び内閣府令で定める有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。
- 一 銀行その他政令で定める者の貸付債権を信託する信託の受益権のうち、政令で定めるもの
- 二 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 三 投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいい、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第二項第二号の契約のうち政令で定めるものに該当するものを除く。以下この号及び第五号において同じ。）に基づく権利又は組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）若しくは匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）であつて投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるものに基づく権利
- 四 有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約で公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものをいい、商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第二号の契約及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項第一号の契約に該当するものを除く。次号において同じ。）に基づく権利
- 五 外国の法令に基づく契約であつて、投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利
- 六 合同会社の社員権その他これに類するものとして政令で定める権利
- 七 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

八 前各号に掲げるもののほか、流通の状況が前項の有価証券に準ずるものと認められ、かつ、同項の有価証券と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるものとして政令で定める金銭債権

\*xiii 会社法第 33 条第 10 項第 3 号

三 現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産等が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項（当該証明を受けた現物出資財産等に係るものに限る。）

\*xiv 従来の商法等の会社法制は、準用規定が多く分かりにくいとの批判があり、会社法は準用を避け、同文を繰り返し記述している。

\*xv 参考：村田英幸「現物出資等における財産価格証明の手續と実行上の留意点」税理 2002.9 号 191 頁

\*xvi 神田秀樹「債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）」ジュリスト 1219 号 30 頁、  
明石一秀・弥永真生「債務超過会社の債務の株式化」企業法学 8 卷 88 頁

\*xvii 針塚遵「東京地裁商事部における現物出資等検査役選任事件の現状」商事法務 1590 号 4 頁、同「デット・エクイティ・スワップ再論」商事法務 1632 号 16 頁

\*xviii このとき、既存株主との関係で、有利発行にあたるか否かは考慮する必要がある。

\*xix 参照：青木孝徳ほか 平成 18 年「改正税法のすべて」日本税務協会 2006 年 248 頁

## 業務対策部構成

担当副会長	金子秀夫	(東京)
担当専務理事	山崎由雄	(千葉県)
部長	神津信一	(東京)
副部長	西村公克	(近畿)
副部長	辻村祥造	(東京地方)
委員	伊藤佳江	(東京)
委員	秋葉武	(千葉県)
委員	鈴木孝	(関東信越)
委員	佐藤伸泰	(北海道)
委員	北山輝夫	(東北)
委員	野部文之	(名古屋)
委員	齋藤幸雄	(東海)
委員	宇野津友久	(北陸)
委員	石高雅美	(中国)
委員	村田一	(四国)
委員	前田俊雄	(九州北部)
委員	押井啓一	(南九州)
委員	西村真一	(沖縄)

# 現物出資等における財産の価額の証明等に関する実務

〔改訂版〕

---

平成15年 5月26日 初版発行  
平成18年12月12日 改訂版発行

編集・発行

日本税理士会連合会 業務対策部  
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8  
日本税理士会館8階

---